平成２３年（フ）第２３１０号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町３番17号　カーサちよだ102号室
破産者　緒方　武人
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目62番地
破産者　水野　慶一
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３０号
神奈川県横須賀市岩戸３丁目27番１号
破産者　森田　健司
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１８１号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番11―204号
破産者　山本　　豊
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市池上５丁目11番３号
破産者　平田　靖彦
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１７５号
京都市左京区浄土寺馬場町９番地ロイヤルハイツ北白川206号室
破産者　宮本　一成
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
兵庫県明石市大久保町谷八木1152番地の１　ＣｈｅｚＭｏｉ21―102号、旧住所兵庫県明石市大久保町谷八木623番地の１　グランドシャトー西明石209号
破産者　大宅　正次
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
神戸市西区大津和１丁目３番地の13　バンドーム大津和301号、旧住所神戸市北区東大池３丁目30番18号
破産者　楢﨑鉄工所こと　楢﨑　哲夫
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
兵庫県明石市魚住町清水217番地の10
破産者　船越　新也
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
山口県大島郡周防大島町大字小松286番地７
破産者　小林　知記
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５６号
熊本県玉名市岩崎446番地４
破産者　横溝　安浩
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５７号
熊本県玉名市岩崎446番地４
破産者　横溝　由美
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６７号
熊本県玉名郡和水町原口853番地
破産者　岩男　泰成
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１９９号
宮崎市大塚町樋ノ口1907番地７　長友アパート101号、住民票上の住所宮崎市田野町乙13165番地
破産者　川越　泰子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８８号
宮崎市大島町立野1488番地　オクトワール宮崎北506号、住民票上の住所宮崎市花ケ島町水町1857番地　長峰アパート201号
破産者　一政　堅悟
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６２号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2046番地３　ＳＫハウスＢ棟202号
破産者　星野　和馬
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９１号
宮崎県えびの市大字上江358番地１、前住所宮崎県えびの市大字原田2734番地137
破産者　山元　則信
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２１号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14ニューライフかわむらＢ203号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘16番10号
破産者　稲村　有一
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部